

Q

私は、夫とともに夫の両親と同居し、要介護状態の両親のお世話をしてきました。夫に先立たれた後も両親のお世話をしてきましたが、この度義父が亡くなり、相続人間で遺産分割の話がなされているのですが、相続権のない私は何ももらえないのでしょうか。夫との間に子はいません。



A

確かに、従来は被相続人の子の配偶者には相続権がなく、いくら義父母の介護等に尽力しても直接遺産からもらえることはありませんでした。配偶者の相手方である被相続人の子の寄与分として認められた例もありますが、一般的ではなく、また、既に被相続人の子が亡くなっていれば、相続もありませんので、寄与分も考えられませんでした。

しかし、この度の相続制度の改正で、被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより、被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした被相続人の親族(被相続人の子の配偶者等)は、相続開始後、相続人に対し、寄与に応じた額の金銭の支払を請求することができることとされました。設問で、要介護状態の義父のお世話をしたことは、それがなければ費用を支払って付添人等を付けなければいけないところ、無償でお世話したことで被相続人の財産の減少を防ぎ、維持したといえますので、お世話をした被相続人の子の配偶者は特別の寄与をしたことになり、義母やその他の被相続人の子に対して、寄与に応じた金額の請求ができることとなります。

請求は、請求の相手方である相続人の相続分に応じた金額となります。また、請求は、請求権者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月、または相続開始の時から1年とされています。金額等について、相続人と協議が調わない時は家庭裁判所に協議に代わる処分を求めることもできます。この制度は、すでに2019年7月1日から開始しています。

その他の相続制度改正の内容については、またの機会に。

## 弁護士

### あなたのほっと安心 応援団

交通事故、相続、離婚など、人生には思いがけない出来事があります。まずは相談することがトラブル解決の第一歩。初回相談(30分)は無料。あなたのほっと安心を応援します!

弁護士 大川 正二郎

大川・永尾法律事務所 (佐賀県弁護士会所属)

弁護士 永尾 竹則

佐賀市白山1丁目4番28号佐賀白山ビル1階

弁護士 鳥飼 亜由美

AM9:00~PM5:30(時間外の対応は応相談)

休/土・日曜日・祝日・年末年始・お盆(左記期間の対応は応相談)

<http://okawa-nagao-lawoffice.jp>

☎ 0952-25-5432

